

和歌山市監査委員公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定に基づき、令和元年6月5日付けで提出された「住民監査請求書」（以下「本件請求」という。）について、次のとおりであるので、公表する。

令和元年7月3日

和歌山市監査委員	森	田	昌	伸
同上	柳	野	純	夫
同上	芝	本	和	己
同上	中	塚		隆

第1 監査の請求

本件請求の要旨は次のとおりである。

- 1 請求の対象となる執行機関又は職員
和歌山市長（以下「市長」という。）
- 2 請求の趣旨

和歌山市議会における会派である至誠クラブ（※）が調査費として支出した368円は違法不当であり、市長は同クラブに対し、当該金額の不当利得返還請求権があるにもかかわらず、その権利を行使することを怠っている。

- 3 請求の理由

和歌山市（以下「市」という。）が平成25年度に至誠クラブに対し交付した政務活動費のうち、ガソリン代とする洗車料金の支出が見受けられた。

洗車料金は自家用車の維持管理費に該当し、政務活動費として支出できるものに該当しない。

- 4 市に生じている損害

至誠クラブが不当に利得した368円

- 5 求める必要な措置

監査委員は市長に対して、次の措置を講ずるよう勧告することを求める。

至誠クラブが調査費として支出した368円について返還を求めること。

※ 「至誠クラブ」は、監査委員において「絆クラブ」のことと解するが、当該箇所においては、原文のままの表記とする。

第2 当監査委員の判断

金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利のうち、公法上の原因に基づいて発生する債権については、他の法律に定めがあるものを除くほか、5年間これを行使しないときは、時効により消滅するものと法第236条第1項に規定されている。

政務活動費は、法及び和歌山市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第5号）において定められた交付金であり、その目的や内容等に照らすと、公法上の原因に基づくものであるということができ、このような公法上の原因に基づいて交付された金員の返還を内容とする不当利得返還請求権は、公法上の債権であるというべきことから、そ

の消滅時効期間は5年であると解するのが相当である。

また、不当利得返還請求権は、発生と同時に権利を行使することが可能となるというべきであることから、市長が不当利得返還請求権を行使できるのは、その発生日である和歌山市議会における会派が政務活動費を支出した日からとなり、その日から消滅時効が進行するというべきである。

これを本件請求に係る不当利得返還請求権についてみると、当該請求に係る会派が政務活動費を支出したのは平成26年3月31日であることから、5年が経過した同31年3月31日の満了をもって、時効により消滅したと解するのが相当である。

よって、本件請求は、法第242条に定める要件を満たさない不適法な請求であると認め、これを却下する。